



事務連絡
令和2年12月11日

各都道府県旅行業担当課長 様

観光庁参事官 (旅行振興)

企業における観光を主たる目的とした旅行（職場旅行等）に対するGo To トラベル
事業の支援の考え方の明確化について

Go To トラベル事業の公式サイト（以下「公式サイト」という。）のお知らせ
（11月13日付）「宿泊施設等が、旅行者より会社名の領収証等の提出を求めら
れた際の対応等について」においては、宿泊施設が旅行者より領収証等に会社名を
記載するように求められた場合における対応についてお示したところです。

他方で、企業における旅行は多種多様であり、観光を主たる目的とした旅行（職
場旅行等）については、旅行代金全額を一律に企業が負担しているわけではなく、
企業と個人双方による負担で行われる場合等もあること等に鑑み、下記のとおり整
理をしたので、各都道府県におかれましては、登録旅行者等に対し、下記の内容
について周知徹底をお願いいたします。

記

I. 企業における観光を主たる目的とした旅行（職場旅行等）に対する本事業の支
援の考え方の明確化について

本事業の割引後の旅行代金に対して、会社名の領収証等を求められた場合は、
目的の如何に関わらず、支援の対象外といたします。

ただし、企業における観光を主たる目的とした旅行（職場旅行等）について
は、旅行代金のうち個人負担額と企業負担額を明確に切り分けられる場合にお
いて、当該個人負担額部分については支援対象となります。

II. 旅行代金のうち個人負担額と企業負担額を切り分ける場合の具体的対応につ
いて

支援対象額を明確にするために、割引前の旅行代金、企業負担額、個人負担額
（支援対象額）を明記し、企業の代表者が署名した書面（様式※は任意）を発行
し、給付申請の証明書類として旅行者に提出することとします。旅行者は、
企業が発行した証明書に記載された個人負担分を旅行代金として割引額を算出し、

証明書を適切に保管していただくこととします。

なお、企業より領収証に企業名の記載を求められた場合は、支援対象とならない企業負担額の領収証のみ企業名を記載することができますが、支援対象となる個人負担額の領収証には企業名の記載はできません。

旅行代金全額を企業が負担している場合又は企業が負担している部分を明確に示すことができない場合は、支援対象とならない旨をご説明いただき、割引前の旅行代金を支払っていただくとともに、それと同額の企業名を記載した領収証を発行することができます。

ただし、11月5日以前の予約分についてはこの限りではありません。

※支援対象額を明確にする書面の様式は任意としますが、モデル様式を公式サイトに掲載します。

モデル様式

令和 年 月 日

御中

旅行代金 負担額証明書

Go To トラベル事業の活用にあたり、当該旅行代金の企業及び個人それぞれの負担額について以下のとおり証明いたします。

企業名	
旅行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
旅行 代金総額	円
上記のうち 企業負担額	円
上記のうち 個人負担額 ※給付金対象額	円

※本証明書を受領した旅行業者は、事務局への給付金給付申請の際に、提出の必要はありませんが、給付金の給付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこととします。

住 所

企業名

代表者